

# 共同親権制度をめぐる国会審議と市民団体の主張に関する言説分析

同志社大学社会学部社会福祉学科

1109212066

佐竹皓介

指導教員：鈴木良

## 【梗概】

本研究は、2024年の民法改正で導入された離婚後共同親権について、国会審議と市民団体の主張を比較し、その特徴と主要な争点を明らかにすることを目的とする。共同親権は子どもの権利保障の観点から注目される一方、DV・虐待への対応や実務負担などの懸念も指摘されてきた。

検討に当たっては、2018年から2024年までの衆議院会議録を収集し、各政党の立場を四期に区分して整理した。また、公開された声明文をもとに、反対・賛成の市民団体の主張を内容面から分析した。

その結果、国会では「親子関係の維持」を重視する立場と、「子どもの安全確保」を優先する立場が政党によって分かれていた。市民団体では、反対が多数を占め、安全性や支援体制の不足を懸念する声を中心であった。賛成団体は非親権親との関係維持の意義を強調していた。

以上から、共同親権の核心は、賛否の対立ではなく「安全性」と「関係維持」をどう調整するかにあることが示された。

## 【目次】

### 序章 はじめに

1. 研究の背景と目的
2. ひとり親世帯を取り巻く状況
3. 先行研究
  3. 1. 日本における共同親権導入に関する先行研究
  3. 2. 海外における共同親権に関する先行研究

### 第1章 国会における政党間の立場の比較分析

1. 分析方法
2. 各政党の主張
  2. 1. 1. 自由民主党：導入検討期
  2. 1. 2. 自由民主党：制度設計期
  2. 1. 3. 自由民主党：法案形成期
  2. 1. 4. 自由民主党：成立直前期
  2. 1. 5. 自由民主党の見解
  2. 2. 1. 公明党：制度設計期
  2. 2. 2. 公明党：法案形成期
  2. 2. 3. 公明党：成立直前期
  2. 2. 4. 公明党の見解
  2. 3. 1. 立憲民主党：導入検討期
  2. 3. 2. 立憲民主党：制度設計期
  2. 3. 3. 立憲民主党：法案形成期

2. 3. 4. 立憲民主党：成立直前期
2. 3. 5. 立憲民主党の見解
2. 4. 1. 日本維新の会：導入検討期
2. 4. 2. 日本維新の会：制度設計期
2. 4. 3. 日本維新の会：法案形成期
2. 4. 4. 日本維新の会：成立直前期
2. 4. 5. 日本維新の会の見解
2. 5. 1. 国民民主党：導入検討期
2. 5. 2. 国民民主党の見解
2. 6. 1. 日本共産党：成立直前期
2. 6. 2. 日本共産党の見解
3. 結語

## 第2章 共同親権をめぐる市民団体の立場と主張の特徴

1. 共同親権に反対する市民団体の主張
2. 共同親権に賛成する市民団体の主張
3. 結語

## 終章 結論

1. 本研究のまとめ
2. 今後の展望

## 引用文献

## 序章 はじめに

### 1. 研究の背景と目的

近年、子どもの権利を重視する考え方が広がり、その一つとして離婚後の共同親権制度が注目されている。国際的には、児童の権利に関する条約第9条において、以下のように規定されている。

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従い、その分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合、又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

この条文は、子どもが不当に一方の親から引き離されないことを基本としつつも、子どもの最善の利益に照らして例外的に分離が認められる場合があることを示している。現在の日本の制度では、離婚後は原則として父母のいずれか一方が単独で親権を持つこととされており、当事者間の合意があれば、裁判所を介さずに協議離婚が可能である。その結果、養育費や面会交流といった子どもの福祉に関する取り決めがないまま離婚が成立するケースが少なくない。また、国際結婚をした夫婦の離婚後に、日本人の親が相手の同意を得ずに子どもを日本に連れ帰り、もう一方の親との面会交流が断たれるという事案も発生しており、これが国際問題として取り上げられている。

こうした背景から、日本でも離婚後に父母双方が子どもに関わり続けられる共同親権制度の導入が議論されてきた。しかし、制度の必要性や安全性、家庭への影響については意見が分かれており、国会審議や市民団体の主張にもさまざまな立場が存在する。本研究は、共同親権制度をめぐる国会での議論と、市民団体による声明を整理・分析することで、制度導入の背景にある考え方と主要な論点を明らかにし、今後の制度運用や課題検討のための視点を示すことを目的とする。

### 2. ひとり親世帯を取り巻く状況

共同親権制度が議論される背景には、日本におけるひとり親世帯の増加や、養育・生活面での課題がある。本節では、ひとり親世帯の現状と抱えている問題について整理する。

「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」（令和3年度、内閣府）によると、ひとり親世帯は全国におよそ134万世帯存在し、そのうち約9割が母子世帯である。世帯の大半が離婚を理由に成立しており、母子世帯では79.5%、父子世帯では69.7%が該当する。母子世帯の就業率は86.3%と高いものの、そのうち正規職員の割合は48.8%にとどまり、非正規雇用が多く、収入が不安定である。年間の本人収入は母子世帯で平均272万円、世帯全体でも373万円と低く、父子世帯と比較しても大きな格差がある。

また、養育費の取り決めがある世帯は母子で46.7%、父子で28.3%にすぎず、実際に受給しているのは母子で28.1%、父子では8.7%にとどまる。面会交流に関しても、母子世帯

では取り決めがあるのは 30.3%、実施されているのは 30.2%と、法的小よび実務上の支援が乏しい現状がある。

これらの状況を踏まえると、ひとり親世帯を取り巻く主な課題は、第一に安定的な雇用機会と正規就労への移行支援の不足、第二に養育費の取り決めと履行を促す法制度の不備、第三に親子の面会交流を保障する支援体制の脆弱性、そして第四に父子世帯を含む中立的な支援制度の整備の遅れにある。これらの課題に対応するには、経済的支援とともに、法的・社会的枠組みの整備が不可欠である。

### 3. 先行研究

本章では、共同親権についてこれまでどのような研究が行われてきたのかを、日本の研究と海外の研究に分けて整理する。

#### 3. 1. 日本における共同親権導入に関する先行研究

菊地 (2024) は、ステップファミリー研究の観点から、日本の共同親権導入の意義と課題を検討している。

現行の単独親権制度は、離婚後に非親権親を家族から排除し、再婚後の家族を核家族として再編する構造を持つことが指摘されている。この構造では、非親権親の関与なしに継親子間の養子縁組が行われやすく、再婚後の家族関係を不安定にするリスクがある。共同親権の導入は、離婚後も両親が共同で子育てに関わる共同養育の理念を法的に補完するものであり、離婚後も子どもと父母の関係を維持しつつ、新たな継親子関係が形成される可能性を高める。菊地は、継父が養子縁組を求めず、別居親との交流をサポートする行動が、継子からの信頼を得て良好な関係につながる事例を報告している。

共同親権の課題として、継親子間の養子縁組では、共同親権を選択した場合、父母双方の承諾が必要で、一方が拒否すると関係が不安定になる可能性がある。また、共同親権の理念が十分に浸透していない現状では、親権不適格者の除外や家庭裁判所の判断規定が重要である。さらに、共同親権導入だけでは既存の課題は解決されず、ドイツ法の「小さな配慮権」を参考に、3人以上の親権者が子どもの監護教育に関わることを法的に保障することも、今後の検討課題として示唆されている。

結論として、共同親権導入は、単独親権制度がもたらす問題の是正と、多様な家族のあり方を支援する重要なステップである。しかし、運用にあたっては、高葛藤の父母間での合意形成、DV・虐待のリスク、再婚家庭における養子縁組など慎重な検討を要する課題が存在すると述べている。

上村 (2012) は、離婚後の共同親権導入に関する制度的課題と意義を整理している。厚生労働省統計によると、日本における 2021 年の離婚件数は約 18.4 万件で、その 6 割以上が未成年の子を伴っていた。日本の現行制度は単独親権を原則とし、離婚は協議離婚が約 9 割を占めるため、養育費や面会交流の取り決めが不十分で、非親権親との関係が断絶しやすい構造となっている。

研究では、単独親権制は親権争いを激化させ、子どもの心理的負担を生む要因となることが指摘される。また、再婚時には非親権親の関与なしに継親子間の養子縁組が成立しやすく、再婚家庭の関係が不安定化する可能性があることが示されている。

海外事例として、欧米では、子どもの権利条約批准の前後に共同親権や共同監護が法制度化され、養育費や面会交流を支援する公的機関が整備されている。アメリカでは法的共同監護と身上共同監護があり、裁判所や専門家によるメディエーション、養育計画作成の支援が行われている。ドイツでは、親権は親の権利から子の福祉にかかわる義務へと位置づけられ、家庭裁判所や行政が共同配慮や面会交流を支援し、養育費の立替給付制度も存在する。再婚家庭では、父母・継親それぞれの権限と責任を制度化する配慮権制度が設けられている。日本での改正法では、父母は婚姻関係の有無に関わらず、子どもの利益のため互いの人格と子どもの人格を尊重し、権利や義務を履行することが規定されており、離婚後も父母と子どもの関係を維持する共同養育の責任と義務が明示された。

共同親権導入は、この理念を法的に補完するものであり、父母は離婚時に単独か共同かを選択できるよう情報提供や啓発が求められる。課題としては、高葛藤の父母間での合意形成の困難、DV・虐待リスク、再婚家庭での養子縁組への影響、家庭裁判所の負担増などが挙げられ、共同親権導入だけでは既存の問題は解決されないことが示されている。

以上のことから、共同親権の導入には一定の意義があるものの、実際の運用には多くの課題が残されている点が共通して指摘されている。特に、高葛藤の父母間での調整の難しさやDV・虐待事案への対応、再婚家庭への影響などが主要な論点となっており、制度の導入だけで問題が解決するわけではないことが示されている。

### 3. 2. 海外における共同親権に関する先行研究

姜ら(2016)は、韓国における離婚経験児を対象として、日常生活におけるストレス認知と適応との関連を明らかにすることを目的とした。近年、韓国では離婚件数の増加に伴い、離婚家庭で育つ子どもの割合が高まっており、離婚経験児への支援が重要な課題となっている。この研究では、離婚というライフイベントが子どものストレス認知にどのように影響し、それが学校および家庭生活における適応にどのように結びつくのかを検証した。

調査対象は小学高学年から中学生までの離婚経験児であり、質問紙調査を通じて日常生活のストレス要因および心理的適応の程度を測定した。日常生活ストレス認知は、友人関係、学業、家庭環境、自己概念などの下位尺度から構成され、とりわけ家庭環境における親間の葛藤や経済的変化が強いストレス要因として確認された。適応尺度については、情緒的側面(不安・抑うつ傾向、自己肯定感など)と社会的側面(友人・教師との関係満足度)で構成されており、分析の結果、家庭関連のストレスを強く認知する子どもほど情緒的安定が低下し、不安や抑うつ傾向を示す傾向が認められた。一方で、親子関係の質が高い場合には、こうしたストレスの負の影響が緩和され、情緒的適応が良好であることが示された。つまり、離婚という出来事そのものよりも、離婚後の養育態度や家庭環境の安定性が、子どもの心理的回復および社会的適応に大きく寄与することが明らかとなった。

さらに、学校生活における適応面では、教師や友人との良好な関係が重要な緩衝要因として機能しており、周囲からの理解と支援が子どものストレス低減に効果をもたらすことも確認された。これらの結果から、離婚家庭の子どもに対する支援は、心理的ケアのみならず、学校と家庭が連携して安定した環境を整えることが求められる。総じて、姜らの研究は、離婚経験児の適応を個人の特性に帰するのではなく、家庭・学校・社会の相互作用の中で捉える必要性を示し、韓国社会における家族支援政策の改善に示唆を与えるものである。

善積（2010）は、スウェーデンにおける離別・離婚後の子どもの養育、居所、面会に関する裁判を対象として、「子どもの最善の利益」という理念が実際の判決においてどのように適用されているかを明らかにすることを目的とした。スウェーデンでは1998年の親子法改正により、子どもに関するあらゆる決定に際して「子どもの最善の利益」を最優先とすることが明文化され、一方の親の反対があっても共同養育（共同親権）が認められるようになった。さらに2006年の改正では、共同養育を原則としつつ、親の協力能力や暴力・虐待・深刻な対立などのリスクを考慮する必要性が規定された。

善積は、2004年から2005年にかけてスウェーデンの地方裁判所で下された養育、居所、面会に関する判決を収集し、そこで用いられた判断基準と「子どもの最善の利益」の具体的な運用を分析している。まず、養育に関する裁判では、親の養育者としての適性が検討され、次に両親が協力して共同養育を実施できるかが判断される。最終的には単独養育か共同養育かが決定されるが、実際には母親が単独で養育権を得る事例が多く、これは母親が主に子どもと同居している場合が多いためであるとされる。

次に、子どもの居所に関する裁判では、裁判所は主に「生活の安定と現状維持」「子どもの意向の尊重」「兄弟姉妹を同一の居所に置くこと」の三つの原則を重視している。実際の判決では、子どもの生活環境を変えないようにする判断が多く、親の転居や環境変更の申し立てが認められない場合が多いことが示されている。

また、子どもの面会に関する裁判では、「規則的な面会の設定」「暴力や対立の回避」「子どもの意思の尊重」「子どもの性同一化モデル」の四つの要素が確認された。親子間に深刻な対立がある場合、面会を制限する判決も存在するが、原則として子どもと両親双方の関係維持を重視する傾向が見られた。

分析の結果、スウェーデンでは制度上「共同養育」を原則として掲げているものの、実際の裁判判断は家庭内の対立状況、暴力の有無、ジェンダー役割、子どもの生活環境の安定性などに影響されており、「子どもの最善の利益」という理念が必ずしも一貫して適用されているわけではないことが明らかになった。善積は、法制度の理念と実務判断の間には乖離が存在し、共同養育を制度として定めるだけでは子どもの利益が十分に保障されないことを指摘している。

以上のことから、海外では、離婚後の子どもの適応には家庭環境の安定や親子関係の質が重要であること、また共同養育を制度化しても実務判断では葛藤・暴力・生活環境など多様な要因が影響するため、理念と運用の間に課題が生じることが指摘されている。すなわち、共同養育や共同親権の効果を十分に発揮させるには、家庭・学校・司法など複数の領域での支援体制が不可欠であることが、海外研究の共通した示唆である。

## 第1章 国会における政党間の立場の比較分析

### 1. 分析方法

本研究における国会での議論の分析には、国会会議録検索システムを用いる。研究対象とする時期は、2018年6月以降から民法改正が成立した2024年5月17日までとする。その理由は、2018年5月に米務省の「国際的な子の奪取」年次報告書において、日本がハーグ条約違反の常習国として認定されたためである。この指摘を契機に、日本国内における共同親権制度や子の連れ去りをめぐる議論が高まったと考えられる。また、本研究では、国会

会議録のうち衆議院を対象とする。参議院における議論も存在するが、主要な論点は衆議院の審議過程において十分に確認可能であると考え、本研究では衆議院に絞って検討する。

本研究では、国会会議録検索システムを用いて上記期間中の共同親権に関する発言を可能な限り収集し、政党別・時期別に整理した。その上で、収集した発言をもとに特徴的な論点を選び、その概要を整理している。本文中では、各期における主要政党の議論の傾向を示すために、代表性が高いと判断した発言を一部引用するにとどめるが、それらは網羅的に収集した発言を踏まえて選定したものである。

以上の前提を踏まえ、2018年6月から2024年5月の民法改正成立までの国会審議において、主要政党の発言内容を分析し、共同親権に対する立場の変化を整理するため、分析対象期間は、①導入検討期（平成30年～平成31年）、②制度設計期（令和元年～令和4年）、③法案形成期（令和5年～令和6年4月）、④成立直前期（令和6年4月～令和6年5月）の4期に区分した。

## 2. 各政党の主張

分析の結果については、表1、表2にまとめた。表中で斜線を付した箇所は、当該期において共同親権に関する有用な発言が確認できなかったことを示すものである。

表1. 各政党の主張まとめ

	自由民主党	公明党	立憲民主党
導入検討期 2018年～2019年	共同親権の導入には慎重であり、 現行制度においても子どもの利益は十分に確保できるとする立場である。		世界的に見ても単独親権制度を採用している国は少なく、 日本も国際的潮流に沿って見直すべきであると主張する。
制度設計期 2019年～2022年	制度導入に向けた検討を進める姿勢を示しつつ、 「子の利益」と「実務上の安全性」の両立を重視する立場をとっている。	日本が共同親権を導入するという印象が社会的に先行しており、 慎重な検討が求められるとする。	共同親権を導入する際には、 犯罪化や父母間の対立激化などのリスクを十分に考慮すべきであるとす る。
法案形成期 2023年～2024年3月	子どもの幸福と親子の絆を守るため、共同親権制度の導入を目指す 社会的合意形成と制度設計を慎重に行う必要があるとする。	共同親権の理念自体を支持しながらも、子の最善の利益を中心に据え、 運用面では裁判所体制や支援環境の整備など、慎重かつ実務的な制度構築を 重視する立場を示した。	DVや虐待を行う親が共同親権者となる可能性を懸念し、理念には一定の 理解を示しつつも、 制度設計や実務運用、社会理解の不足を理由に慎重な立場をとる。
成立直前期 2024年4月～2024年5月	離婚後共同親権制度の導入を、社会の変化に対応し子の利益を 確保するための適切な改革として明確に支持している。 父母の合意がない場合でも、裁判所が総合的に判断して 共同親権を定められるようにするなど、制度の柔軟な運用を肯定し、 共同親権の適用範囲を広く認める方向を示した。	家族の多様な実情を踏まえ、 子の利益のために共同親権を選択できる制度への移行を支持する一方、 単独親権の選択肢や脆弱な家庭への支援体制を併せて整備すべきと主張す る。	共同親権導入を含む民法改正案は拙速かつ不十分であると批判し、 DVや虐待、強制的な親子交流による危険性に深い懸念を示す。

出典、「国会会議録検索システム」を元に筆者作成

表2. 各政党の主張まとめ

	日本維新の会	国民民主党	共産党
導入検討期 2018年～2019年	早い段階から共同親権導入に積極的な姿勢を示し、 共同親権こそが子どもの最善の利益に資するとの立場をとる。 日本は子どもの権利条約において共同親権を約束しているにもかかわらず、	離婚後も父母双方が親として関与することが、 子どもの安心感や福祉の維持に資するとする。	
制度設計期 2019年～2022年	法律上は一方の親しか親権を持っていない現状を問題視し、 単独親権制度が一人親の貧困を生み出しているとして、共同親権への改正 を求めている。		
法案形成期 2023年～2024年3月	導入には極めて前向きであるが、 DVなどの関連制度の適正な運用や定義の明確化が必要であるとす る。		
成立直前期 2024年4月～2024年5月	共同親権の導入を「子の利益の確保」と「親の責任の明確化」の観点 から前向きに評価し、 修正協議を通じてDV防止、真意確認、周知、制度再検討などの安全策を 設けた点を成果として強調している。		共同親権制度は「子と被害者の安全」「子どもの権利保障」「制度運用の 現実性」 のいずれの観点からも不十分であるとして、 拙速な導入に反対し、法案の否決を求める立場を明確にしている。

出典、「国会会議録検索システム」を元に筆者作成

### 2. 1. 1 自由民主党：導入検討期

導入検討期において、自民党の慎重姿勢を示す発言として、当時法務大臣であった山下貴司の答弁が挙げられる。山下は、単独親権制度の下でも親であることの意義は失われな  
いとしつつ、国会内の議論の行方を見守る姿勢を示している。

山下貴司前法務大臣（2018年11月13日）：

「単独親権につきましては、親権者と認められなかった他方の親を親権者として不適格であるという趣旨を含むものではないわけではございますが、他方で、やはり一般論として、先ほど申し上げたとおり、離婚した後であっても子供にとって親であることは変わりがない、その委員の御指摘も含めて、国会におけるさまざまな議論を注視しながら、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。」

このことから、導入検討期の自民党は、制度改正の是非よりもまず現行制度の意義を確認しつつ、国会内外の議論を見極めようとする慎重な姿勢を維持していたといえる。

## 2. 1. 2. 自由民主党：制度設計期

制度設計期に入ると、自民党は共同親権の是非そのものよりも、「子どもの利益を最優先とする」という枠組みの中で制度をどう構築するかを強調するようになる。森まさこの発言は、その方向性を端的に示すものである。

森まさこ前国務大臣（2020年2月25日）：

「父母が離婚した場合の、この父母の双方がどのような形で子供にかかわるかという問題については、何よりも子供の利益を最優先に考えるべきというのが私の考え方でございます。」

また、小野田紀美は、共同親権導入を支持する意見と慎重な意見の双方が存在することを示しつつ、現行単独親権制度の見直しを離婚後の養育の在り方全体の課題として位置づけている。

小野田紀美（2021年4月9日）：

「子の利益の確保の観点から見たときに、現行民法が採用している離婚後の単独親権制度の見直しの是非は、離婚に伴う子の養育の在り方に関わる課題の一つと考えております。もっとも、この問題については、離婚後も父母の双方が子供の養育の責任を負うべきであるとして、いわゆる共同親権制度等を導入すべきであるという意見がある一方で、これを導入すれば、離婚後に子供の養育に関する事項について適時に必要な判断が難しくなるといった慎重な意見もございます。」

以上の発言から、制度設計期の自民党は、共同親権をめぐる賛否の対立を踏まえつつ、子の利益を軸に離婚後の養育全体をどう再構成するかという観点から検討を進めていたことがわかる。

## 2. 1. 3. 自由民主党：法案形成期

法案形成期には、自民党は共同親権導入の理念を正面から肯定する発言を強めていく。小泉龍司は、改正案が「子の利益」を中心理念としつつ、個別事情に応じた柔軟な判断を可能にする枠組みであることを強調している。

小泉龍司前国務大臣（2024年3月14日）：

「本改正案は、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが、子の利益の観点から重要であるとの理念に基づくものであります。

その上で、離婚後の親権者を父母双方とするか、その一方とするかについては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであり、本改正案もそのような考え方に沿ったものと考えております。」

小泉の答弁は、法案形成期の自民党が共同親権の理念を積極的に受け入れつつも、個別事情に応じた柔軟な運用を通じて子の利益を確保しようとしていたことを示している。

#### 2. 1. 4. 自由民主党：成立直前期

成立直前期の小泉龍司の答弁は、社会情勢の変化を踏まえつつ、離婚後共同親権を子の利益のための制度改革として前向きに評価する自民党の立場を明確に示すものである。

小泉龍司前国務大臣（2024年4月2日）：

「離婚後単独親権制度を採用した昭和二十二年の民法改正当時は、共同生活を営まない父母が親権を共同して行うことは事実上不可能であると考えられておりました。しかし、離婚後の子の養育の在り方が多様化し、離婚後も父母双方が子の養育についての協力関係を維持することも可能であり、実際にそのような事例があるとの指摘もございます。

こうした社会情勢の変化等を背景として、本改正案の民法八百十九条においては、離婚後の父母双方を親権者とすることができることといたしております。このような改正は、離婚後の父母双方が適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことを可能とするという点で、子の利益の確保につながるものであると考えております。」

さらに、小泉は、裁判所が父母間の対立状況やDVの有無などを含めて総合判断することにより、子の利益を確保しようとする姿勢を示している。

小泉龍司前国務大臣（2024年4月5日）：

「本改正案では、裁判所は、父母の協議が調わない理由等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であるかなどの観点を含め、親子の関係、父母の関係その他一切の事情を考慮して実質的、総合的に判断すべきこととしており、そのことが全体として子の利益の確保に資すると考えております。」

これらの発言から、成立直前期の自民党は、社会情勢の変化と安全面への配慮の双方を踏まえつつ、共同親権を子の利益にかなう改革として最終的に肯定したことが読み取れる。

#### 2. 1. 5. 自由民主党の見解

自民党は理念として共同親権を支持しつつも、離婚後の対立が子どもに悪影響を与える可能性を重視し、導入には慎重であった。制度設計では「子の利益」と「運用の安全性」の

両立を求め、裁判所が個別に判断できる柔軟な制度を志向した点に特徴がある。

### 2. 2. 1. 公明党：制度設計期

制度設計期の公明党は、共同親権導入をめぐる社会的議論が拙速に進んでいることへの懸念を示している。伊佐進一の発言は、報道による誤解や反対運動の広がりを指摘し、冷静な検討を促すものである。

伊佐進一（2021年2月25日）：

「報道を見ていると、誤解に基づくような報道もあって、早速、共同親権を日本は導入するというような中で、反対運動のようなものも起こっております、日本がこのまま共同親権になるんじゃないかと。」

この発言は、制度設計期の公明党が、共同親権導入の是非そのものよりも、拙速な議論や社会的誤解を避け、冷静で丁寧な検討プロセスを重視していたことを示している。

### 2. 2. 2. 公明党：法案形成期

法案形成期において、公明党は、DV事案を含む具体的なケースで裁判所がどのように判断するのかという運用面の不安を繰り返し示している。日下正喜の発言は、裁判所の判断指針や人員体制の整備の必要性を具体的に提起するものである。

日下正喜（2024年3月14日）：

「協議が調わず裁判になった場合、裁判所によってどのような判断が下されるのか。特に問題なのは、DVや虐待などを受けるおそれがある場合です。（中略）不安を抱える離婚当事者に対しても、裁判所によって親権がどのように判断されるのか、指針のような形で示しておく必要があると考えます。（中略）離婚協議が調わない場合は、調停をスムーズに進めていくため、裁判所から選任された一般の有識者である調停委員が、中立な立場から父母間の調整を図ったり、問題解決に向けたアドバイスを行ったりします。また、家庭裁判所調査官は、子供も含め当事者の声を聞き、表情を見、心理学、社会福祉学、教育学などの専門的な知見を裁判官に提供する役割を担います。裁判官とともに、この調停委員、家裁調査官の存在は極めて重要で、公平性や人生経験、また、家裁調査官についてはそのスキルの高さも問われてまいります。利用者のより高い安心感、信頼感を得るためにも、こうした方々が従事される家庭裁判所の体制整備、研修の充実強化も急務だと考えますが、どのように進めていかれるのか、法務大臣に伺います。」

以上から、法案形成期の公明党は、共同親権の理念を前提としつつも、裁判所の判断基準や人員体制の整備を通じた実務上の安心感の確保を最重要課題として位置づけていたといえる。

### 2. 2. 3. 公明党：成立直前期

成立直前期の大口善徳の発言は、家族の多様な状況を踏まえつつ、共同親権と単独親権の併存と支援体制の強化を求める公明党の姿勢をよく表している。

大口善徳（2024年4月2日）：

「共同親権の導入について根強い反対や不安があることは承知していますが、実際の家族は、DV被害者と子が暮らす家族のみではなく、離婚時に取決めがなく親子の縁が切れてしまうケース、暴力等の理由がなくても同居親の拒否により親子面会ができていないケース、子から面会を求めても断る別居親、DV加害者が子を監護しているケースなど、別居する家族の態様は種々多様です。子の利益を守るならば、単独親権の選択肢も残しつつ、父母双方の養育責任と権利を明確にする共同親権制に踏み出し、同時に、脆弱な家族を支援するしっかりとした仕組みをつくる必要があります。

このように、別居後あるいは離婚後の家族の態様の多様性が指摘されておりまして、傾聴に値すると思います。子供の利益のため、離婚後も共同親権がふさわしいケースがあり、選択肢を設けるべきと考えます。

他方で、共同親権制度の導入に対しては、離婚後の父母双方が親権者になることでかえって子の利益を害するのではないかなどの懸念や、DVや虐待のある事案を念頭に置いた不安の声も聞こえるため、本改正案がこうした懸念や不安の声にしっかり対応できていることを示すことも重要であります。」

大口の発言は、成立直前期の公明党が、家族の多様な実情に即して共同親権と単独親権の選択肢を併存させるとともに、脆弱な家族への支援体制の整備を不可欠と考えていたことを端的に示している。

### 2. 2. 4. 公明党の見解

公明党は、共同親権の理念自体には賛同しながらも、社会的な誤解やDV・虐待への対応不足を懸念し、慎重な導入を求めた。最終的には、共同親権と単独親権の選択肢を併存させ、家庭裁判所や支援体制の強化を重視する実務的な立場を示した。

### 2. 3. 1. 立憲民主党：導入検討期

導入検討期の立憲民主党は、国際的な共同親権導入の流れを踏まえつつ、日本の単独親権制度の妥当性を問い直す立場を示している。松田功の発言は、その問題意識を端的に表している。

松田功（2019年4月2日）：

「世界的な流れとしては、大陸系のドイツ、フランスなどは、子どもの権利条約を機に子の最善の利益として共同親権の考え方を相次いで導入してきたけれども、家庭事件に関しての未整備部分も多く、事件が多発、問題も起きております。アメリカやオーストラリアもしかりで、そんな中で、日本も子どもの権利条約を締結しており、単独親権が子供の最善の利益とは言い切れるかどうかということも含め、共同親権制度も検討をしなければならな

いところに来ているのではないかというふうにも思われます。』

この発言から、導入検討期の立憲民主党は、国際的潮流を踏まえて単独親権制度の是非を問い直しつつも、海外制度の問題点にも目配りしながら慎重に検討しようとしていたことがうかがえる。

### 2. 3. 2. 立憲民主党：制度設計期

制度設計期になると、立憲民主党は共同親権の理念自体には理解を示しつつも、その運用に伴うリスク、特に子どもを親権争いに巻き込む危険性を強く指摘するようになる。山川百合子の発言は、その懸念を示す典型的なものである。

山川百合子（2021年4月9日）：

「世界では共同親権がもう主流というか、ほぼと言っていいほど、ほとんどの国が共同親権です。これはどうしてかという、先ほどお話した子供目線で法整備を進めれば、子供にとっては父親も母親も同じ親であるということ、これが単独親権だと親の親権争いに子供を巻き込む、そういう考え方がしっかりとその根底に、欧米を中心に、世界の共同親権を認めている国にはあるんだというふうに思います。」

山川の指摘は、制度設計期の立憲民主党が、共同親権の理念を評価しながらも、親権争いに子どもが巻き込まれる危険性を重く見ていたことを示している。

### 2. 3. 3. 立憲民主党：法案形成期

法案形成期には、立憲民主党はとくにDV・虐待事案における共同親権適用の危険性を前面に出して批判している。早稲田ゆきの発言は、ジェンダー不平等や見えにくいDVの問題に着目した慎重論の例である。

早稲田ゆき（2024年3月13日）：

「私は、子供の権利と安全の観点から、この共同親権についての導入については非常に慎重であるべきだと思っています。とりわけ、ジェンダーギャップ指数がG7では最下位、百四十六か国中百二十五位となっている。つまりは、配偶者間の力関係で強制をされて、DVや虐待の加害親が共同親権者になる可能性もございます。こうしたことを非常に心配する女性の方、それからDV被害者、あるいは自治体の現場からも声が上がっていることは大臣も御存じのとおりだと思います。」

また、米山隆一は、共同親権の理念自体は肯定しながらも、DVの線引きの難しさやグレーゾーンへの対応の不透明さを問題として提起している。

米山隆一（2024年3月14日）：

「まず、様々な意見がある前提で、共同親権のコンセプトそのものについては、私自身は否定しません。子供にとっては、親同士の仲はよくても悪くても、母親は母親、父親は父親

であり、親にとっても、親同士の仲はよくても悪くても、子供は子供です。離婚しても母親、父親それぞれとの親子関係は変わらない以上、離婚後も共同で親権を行使できるだろう男女がいることは否定されないし、実際、我々は、そのようなありようをハリウツのドラマや映画などで目にします。そのような関係が離婚後も維持されるなら、それはある種の幸福な家族の一態様だと思います。(中略) 子や一方配偶者に対する明白な身体的DVがある場合は、比較的発見しやすく、この条文によって共同親権から排除されることが多いであろうことには、あえて異は唱えません。しかし、物事には程度というものがあり、大きな傷がつかない程度の身体的DVや精神的DV、経済的DVもあり、それらのどの程度が該当するのか、判例もなく、判断してみようがありません。」

これらの発言から、法案形成期の立憲民主党は、共同親権の理念そのものを否定せず、見えにくいDVや権力不均衡への対応の不十分さを主要な問題点として批判していたことがわかる。

#### 2. 3. 4. 立憲民主党：成立直前期

成立直前期には、立憲民主党からは改正案全体を「生煮え」と評し、DV・虐待被害のグレーゾーンや子どもへの強制的な親子交流の問題を強く批判する発言がみられる。道下大樹の討論は、そのような反対理由を述べたものである。

道下大樹（2024年4月16日）：

「部会での審議内容やパブリックコメント、附帯決議は十分には反映されず、さらに、関係府省庁間の事前協議や検討が不十分なまま、生煮え、玉虫色の民法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されたと言わざるを得ません。(中略) DVや虐待などを受けるおそれがある場合です。確かに、DVや虐待は、それぞれ防止法があるとおり、既に処罰の対象となっており、本法案においても、そのようなケースでは単独親権となります。しかし、問題は、日常的に監視されたり罵られたり蹴られたりしても証拠を残せなかったケースなど、グレーの部分にどう対応するかということです。(中略) 現行の親子交流では、家庭裁判所による決定により、別居親と親子交流を嫌がる子供を無理に親子交流させているケースもあります。養育費や同居親の親権のために我慢して傷つく子供が現れないよう、適切な親子交流の実施について検討が必要です。」

道下の討論は、成立直前期の立憲民主党が、制度理念と実務運用の乖離や手続保障の弱さを理由に、拙速な導入に強く異議を唱えていたことを明らかにしている。

#### 2. 3. 5. 立憲民主党の見解

立憲民主党は、共同親権の理念や国際的潮流には理解を示しつつも、DV・虐待のグレーゾーンや、子どもの意思が十分に尊重されない可能性を重視し、制度設計が整わないままの導入には慎重であるべきと主張した。安全性と権利保障を優先する立場が一貫している。

#### 2. 4. 1. 日本維新の会：導入検討期

導入検討期の日本維新の会は、単独親権制度が親権争いを激化させていると批判し、共同親権導入に積極的な立場を示している。串田誠一の発言は、その問題意識を象徴するものである。

串田精一（2018年1月13日）：

「単独親権というのは、親権がどちらかの一つになってしまうわけです。そして、それはどういうことを意味するかといえば、子供の監護に関しても、どちらかがそれを奪い取り合おうとしてしまうんです。ですから、今の弊害も鶏と卵の関係でありまして、どちらか一方を単独親権にするためには、片方を悪者にしようという流れになりがちなんですよ。」

この発言から、導入検討期の維新は、単独親権が親権争いと親子断絶を生む構造そのものを問題視し、早い段階から制度転換を求めていたことが確認できる。

#### 2. 4. 2. 日本維新の会：制度設計期

制度設計期の串田誠一の発言は、子どもの権利条約との整合性と、一人親貧困の問題を結びつけて単独親権制度を批判し、共同親権への転換を求めるものである。

串田誠一（2019年5月17日）：

「子どもの権利条約というのが、一九九四年に我が国は批准をし、共同で養育をするということになっています。その規定の中には、法務委員会でも質問させていただいたんですが、法律婚とそうでないものを区別していない、これに対して日本は一九九四年に批准をしている。共同で養育をするということが条約として定められている。にもかかわらず、日本の法律は一人を監護者にして、一人親にしてしまっている。一人親にしてしまっているのが、貧困になり、その貧困を税金で補っている。

これは、ほかの国と同じように、共同親権、共同養育にすれば、一人親という概念も相当減ると思うんですが、いかがでしょうか。」

串田の主張は、制度設計期の維新が、子どもの権利条約との整合性と一人親貧困の是正という二つの観点から、共同親権への移行を一貫して求めていたことを示している。

#### 2. 4. 3. 日本維新の会：法案形成期

法案形成期の市村浩一郎は、共同親権の早期実現自体には賛成しつつも、DV概念の運用や関連制度の調整が不可欠であると指摘している。

市村浩一郎（2023年5月31日）：

「是非とも、法制審議会での迅速な、共同親権も、今、パブコメもして迅速に御議論をいただいていると。今国会に間に合うとは残念ながら今の段階では思えないですが、早期に共同親権もそれは実現をしなければならないと私は思います。こんなの当たり前だと思うんですが、それを実現しなくちゃいけない。」

ただ、先ほども申し上げましたように、私が今日問題提起をしていることというのは、共同親権が成ったとしても、これで解決する問題ではないんですね。要するに、刑法におけるDVではないけれども、じゃ、DVというのは何なのかという話になってくるんですが、例えば、夫婦げんかもDVだというふうに言われたという、さっきの調査、アンケートに答えている方の声を読んでみますと、警察に行ったら、夫婦げんかもDVなんだと警察に言われたということもあるぐらいで。ある意味で、警察だって、元々警察は民事不介入でしたから、ただ、ストーカー事件とかが起こって、そうは言っていられないということで、ストーカー行為とかDV行為とかそれから児童虐待行為とか、特別に刑法から切り出して、特別に枠をつくって、範疇をつくって、そして一つの社会喚起、社会に注意喚起というのもあったと思いますので、それはよかった、それはそれでやるべきだと思います。」

この発言から、法案形成期の維新は、共同親権導入自体には極めて前向きでありながら、その前提としてDV概念や関連法制の運用を整理する必要性を指摘していたことがうかがえる。

#### 2. 4. 4. 日本維新の会：成立直前期

成立直前期の斎藤アレックスは、協議を通じて子の利益確保と安全性に配慮した条項が盛り込まれたことを成果として評価し、共同親権導入を支持する立場を明確にしている。

斎藤アレックス（2024年4月16日）：

「本民法改正案は、このような問題意識の下で、子の最善の利益を確保していくために、父母の責務として、子の人格の尊重と養育、扶養の義務が明記され、同時に、父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子の利益のため互いに人格を尊重し協力しなければならないと規定しており、これらの規定に示されている本法が目指すところは評価されるべきと考えます。（中略）附則の第十九条として、協議上の離婚の場合における親権の定めに関して、父母の双方の真意に基づくものであるかを確認する措置についての検討項目が追加をされました。これは、父母間の力関係やDV等を背景として、一方が親権に関して適切に意見表明などを行えず、合意を強要させられる場合があるとの懸念から盛り込まれた内容です。」

斎藤の答弁は、成立直前期の維新が、真意確認措置などの安全策を評価しつつ、共同親権の導入を子の最善の利益を実現する制度改革として積極的に位置づけていたことを示している。

#### 2. 4. 5. 日本維新の会の見解

日本維新の会は、共同親権をもっとも積極的に支持した政党であり、単独親権が親子断絶や貧困を招くと批判した。他方で、DVの概念や運用の不明確さには注意を促しつつも、基本的には早期導入を求める推進的な姿勢を示した。

## 2. 5. 1. 国民民主党：導入検討期

導入検討期の国民民主党は、共同親権が子どもにとって「両親がともに存在し続ける」という感覚を支える点に着目し、その意義を強調している。源馬謙太郎の発言は、その認識をよく表している。

源馬謙太郎（2019年4月10日）：

「やはり、子供にとって、会いたいというのは面会交流なんかがあっただけかなえられると思うんですけども、子供にとって、親権、重要事項決定権ということはわからないにしても、自分にはお父さんとお母さんがいたんだけど、今、親権がお母さんになったということは、何かお父さんを失ったような感情にもなると思うので、それが共同親権、お父さん、お母さんは別れたんだけど、僕にはまだお父さんもお母さんもちゃんといるんだということがやはり子の福祉にはかなうのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きな議論を進めていって検討していただきたいなというふうに改めて思います。」

この発言から、導入検討期の国民民主党は、制度技術的な議論よりも、離婚後も子どもが「両親がいる」と感じられることの心理的意義に着目して共同親権を評価していたといえる。

## 2. 5. 2. 国民民主党の見解

国民民主党は、共同親権が子どもの安心感や親子関係の維持に資すると評価し、賛成寄りの立場を示した。ただし、具体的な制度運用や課題への踏み込みは限定的で、中間的かつ調和的な姿勢が特徴である。

## 2. 6. 1. 共産党：成立直前期

成立直前期の本村伸子の反対討論は、日本共産党が共同親権そのものに強く反対する理由を体系的に述べたものであり、安全確保や子どもの意思尊重の不十分さを中心に批判を展開している。

本村伸子（2024年4月16日）：

「私は、日本共産党を代表し、民法改定案に反対の討論をいたします。離婚後共同親権の導入をめぐることは、DV、虐待から逃げられなくなるなどの重大な懸念が浮き彫りになりました。これに対し、父母の双方の合意がない場合には共同親権を認めないなどの修正項目案が立憲民主党から提案され、日本共産党は積極的に評価しました。しかし、四党の修正は、こうした点は盛り込まず、懸念に答えていません。」

反対理由の第一は、親権という用語をそのままに、離婚後共同親権を導入していることです。参考人からも、包括的な子に対する親の権利があるかのような誤解を生む可能性があると言及されました。本法案で、子の人格の尊重の親の責務の明記は重要ですが、日本国憲法の下では、親権とは、親の支配権ではなく、子供が安心、安全に暮らせるようにするための親の責務であり、社会による子供の権利と福祉の保障であるべきです。

第二に、子供の意見表明権が明記されていないことです。子供の人生にとって一大事であ

る離婚等に伴う環境変化に関し、子供の意見を聞かれる権利を保障することは、一人一人の子供の最善の利益の判断のために必須の手段です。親権、監護、面会交流など、あらゆる場面で子供の意思、心情が尊重されることを明記する必要があります。

第三に、裁判所によって不本意な共同親権が強制され、一方の親、子供の利益が害される懸念があります。共同親権になった場合、子供に関わる重要な決定は元配偶者の同意が必要になります。同意が得られなければ、裁判所の判断を求めることとなります。急迫の事情、日常の行為の場合は単独行使できますが、解釈の違いが生じた場合は紛争となります。不当な協力義務違反などで訴えられることも予想されています。六年間に十六件もの裁判を抱えるDV被害者のように、リーガルアビューズの深刻化にも大きな懸念があります。

最後に、家庭裁判所の人的、物的体制と総合的な施策が極めて不十分です。高等学校等就学支援金制度や税金控除、各種一人親支援制度が使えなくなることが絶対にないようにする必要があります。ストップ共同親権の署名は、急速に二十二万人に増えています。この声に応えるべきです。以上、反対討論といたします。」

本村の討論から、成立直前期の日本共産党は、共同親権制度を子どもの安全確保と意見表明権の保障の観点から本質的に問題のある制度と捉え、導入そのものに明確に反対していたことが明らかである。

## 2. 6. 2. 日本共産党の見解

日本共産党は、DV被害者と子どもの安全が確保されないとして共同親権そのものに反対した。子どもの意見表明権の不足や、不本意な共同親権の強制につながるリスクを重視し、法案の否決を求める立場を明確にした。

## 3. 結語

本章では、2018年から2024年にかけての国会審議を対象に、主要政党が共同親権制度をどのように位置づけ、どのような観点から議論を展開してきたのかを整理した。与党である自由民主党と公明党は、共同親権の理念そのものには賛成姿勢を示しつつも、離婚後の対立やDV・虐待への対応、そして家庭裁判所の体制整備など、制度運用上の課題を踏まえて慎重に導入を進める姿勢をとった。

これに対し、野党の立場は党ごとに異なった。立憲民主党は理念には一定の理解を示しつつ、安全確保や社会的理解の不足を理由に慎重な立場をとり、日本共産党は被害者保護の観点から制度そのものに反対した。一方、日本維新の会は導入にもっとも積極的で、単独親権制度がもたらす親子断絶や貧困の問題を重視し、早期の制度改革を主張した。国民民主党は、共同親権が子どもの安心感につながると評価しつつ、運用に関しては慎重的だった。

こうした違いの背景には、各党が「子どもの利益」をどのように捉えるかという考え方の差がある。与党や維新は、父母双方の関与を通じて子どもの利益を確保することを重視したのに対し、立憲民主党や共産党は、まず子どもの安全や意思の尊重を優先すべきだと考えた。最終的に成立した民法改正は、この両者の立場を調整する形でまとめられており、裁判所の個別判断や真意確認措置などが盛り込まれた点は、その妥協の表れである。

以上より、共同親権をめぐる国会審議は、「理念としての共同養育」と「現実のリスクや

運用体制」の両面から議論が積み重ねられ、複数の価値観が交錯する複雑な政策形成過程であったといえる。今後は制度を支える実務体制や支援機関の充実が不可欠であり、法改正後の運用状況を継続的に検証していく必要がある。

## 第2章 共同親権をめぐる市民団体の立場と主張の特徴

第2章では、共同親権制度をめぐる意見を表明している市民団体の主張を取り上げ、賛成・反対それぞれの立場の特徴を整理する。市民団体は、国会審議とは異なる立場から制度に対する意見を発信しており、社会的議論の広がり把握するうえで重要な役割を果たしている。本章では、各団体が共同親権のどの点に注目し、どのような理由から賛否の立場を示しているのかを明らかにする。

本研究で扱う団体の情報は、主に公式ウェブサイトや声明文、報道資料など、インターネット上で確認可能な公開情報をもとに収集した。共同親権に関する団体は多数存在し、情報発信の量も異なるため、すべてを網羅することは難しい。そのため、本章では公開情報が比較的整っており、社会的議論に影響を与えていると考えられる団体を中心に分析対象としている。

### 1. 共同親権に反対する市民団体の主張

共同親権に反対する市民団体については、収集した声明文・意見書をもとに主張内容を整理し、表3にまとめた。これらの団体では、DV・虐待被害の深刻さや、支援体制・家庭裁判所実務の限界といった理由から、制度導入が子どもの安全を損なうおそれがあると指摘する声が多く見られた。また、法案審議が進んだ2023年後半～2024年春に声明が集中しており、制度導入が現実味を帯びた段階で慎重・反対の意見が広がったことが特徴である。

表3. 共同親権に反対する市民団体一覧

年	月日	団体	内容
2022	6月25日	一般社団法人日本乳幼児保険学会	離婚後の子どもの養育の在り方についての声明—人格の土台を作る乳幼児期の重要性を踏まえて—
2023	2月17日	全国青年司法書士協議会	家族法制の見直しに関する中間試案に対する意見書
2023	9月1日	日本産科婦人科学会・日本法医学会・日本法医学病理学会・日本小児科学会	「家族法制の見直しに関する中間試案」への要望提出
2023	11月13日	全国女性シェルターネットワーク	「離婚後共同親権の原則化に向かう家族法制の改正に反対し、養育費支払いの実効性ある対策を求める。」を発表
2023	11月21日	札幌弁護士会	家族法制の見直しに際し、離婚後双方親権を導入することに反対する意見書
2024	1月18日	NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会 理事会・フェミニストカウンセラー協会 理事会・フェミニストカウンセリングアドヴェイター協会	緊急声明：離婚後共同親権について DV の現実に即した議論を求めます
2024	1月30日	「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会	子の利益を損ねる「家族法制の見直しに関する要綱案」に反対する声明
2024	2月16日	日本弁護士連合会	家族法制の見直しに関する要綱についての会長声明
2024	3月5日	東京・生活者ネットワーク	離婚後共同親権導入は本当に子どものためになるのか？！～民法改正に対する声明～
2024	3月8日	札幌弁護士会/女のスペース・おん/しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道	離婚後共同親権を導入する家族法制見直しに反対する共同声明
2024	3月8日	「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会	【声明】「離婚後共同親権」を導入する民法改正案の閣議決定に反対します
2024	3月11日	全日本民主医療機関連合会	声明「拙速な離婚後の共同親権導入ではなく、子どもの権利を中心とした親権の確立を求める」
2024	3月13日	長野県上伊那郡箕輪町議会	「離婚後共同親権導入について現実即した慎重な議論を求める意見書」可決
2024	3月21日	金沢弁護士会	共同親権について、十分かつ慎重な審議を求める声明
2024	3月21日	福岡弁護士会	離婚後共同親権の導入について、十分に国会審議を尽くすことを求める会長声明
2024	3月22日	函館弁護士会	離婚後共同親権を導入する家族法制見直しについて、慎重な議論を求める会長声明
2024	3月22日	新日本婦人の会	【談話】離婚後共同親権の民法改正案は廃案に人権を守るための家族法制へ抜本的な転換を
2024	3月22日	長岡市議会	「離婚後共同親権の導入に関し慎重な議論を求める意見書」を公表
2024	3月26日	千葉県弁護士会	離婚後共同親権導入について、その是非の判断も含めより慎重な検討を求める会長声明
2024	4月10日	福井弁護士会	離婚後共同親権の導入について、是非の判断も含めて慎重かつ十分に国会審議を尽くすことを求める会長声明
2024	4月12日	岐阜県弁護士会	離婚後共同親権の拙速な導入に反対する会長声明
2024	4月15日	愛知県弁護士会	離婚後共同親権に関する家族法制見直しについての会長声明
2024	4月17日	れいむ新選組	【声明】離婚後共同親権の導入を含む「民法等の一部を改正する法律案」に反対する理由
2024	4月17日	社民党	【談話】離婚後共同親権導入の民法改正案の衆議院本会議通過へ抗議する」を発表
2024	4月17日	日本婦人団体連合会	「【談話】離婚後共同親権制度の導入をはかる「民法等の一部を改正する法律案」の衆議院可決に強く抗議します。」を発表
2024	4月17日	大阪弁護士会	離婚後共同親権について、さらに慎重かつ十分に国会審議を求めるとの会長声明
2024	4月17日	自由青年団	「離婚後共同親権制度の導入をはかる民法改正案の衆議院可決に抗議し、参議院での拙速な審議を許さない声明」を発表
2024	4月19日	兵庫弁護士会	離婚後共同親権導入に関し慎重かつ開かれた議論を求める会長声明
2024	4月22日	緑の党グリーンズジャパン運営委員会	【声明】離婚後共同親権法案—立ち止まって議論を
2024	4月24日	広島弁護士会	離婚後共同親権導入を含む民法等改正法案について十分かつ慎重な議論を求める会長声明
2024	4月24日	全日本教職員組合	【談話】離婚後共同親権制度導入のための民法改正について」を発表
2024	4月25日	全日本民主医療機関連合会	声明「共同親権法案は衆議院に差し戻し、あらためて徹底審議を求める」を発表
2024	4月26日	京都弁護士会	離婚後共同親権の拙速な導入を危惧し、慎重かつ十分に国会審議を求めるとの会長声明
2024	4月30日	群馬弁護士会	離婚後共同親権を導入する「民法等の一部を改正する法律案」についての充実した審議を求める会長声明
2024	4月30日	鳥取弁護士会	共同親権について、十分かつ慎重な審議を求める会長声明
2024	5月8日	埼玉弁護士会	離婚後共同親権についてさらに慎重かつ十分に国会審議を求めるとの会長声明
2024	5月9日	日本ペンクラブ女性作家委員会	「離婚後共同親権の導入について是非の判断も含め、慎重かつ十分に国会審議を尽くすことを求める意見書」の衆議院可決に強く抗議します。」を発表
2024	5月10日	岩手弁護士会	離婚後共同親権について、さらに慎重かつ十分に国会審議を求めるとの会長声明
2024	5月10日	日本社会福祉士会・日本精神保健福祉士協会・日本ソーシャルワーカー協会	「「共同親権」の導入を柱とした民法等の改正案における「子どもの権利」に関する声明」を発表
2024	5月14日	鹿児島弁護士会	離婚後の共同親権導入について慎重な検討を求める会長声明
2024	5月16日	仙台弁護士会	離婚後の共同親権導入を含む民法等の改正法案に反対する会長声明
2024	5月16日	ちょっと待って共同親権プロジェクト・離婚後共同親権から子どもを守る実行委員会・共同親権について正しく知ってもらいたい弁護士会の会	「離婚後共同親権の導入を定める民法改正案の参議院法務委員会可決についての声明」を発表
2024	5月17日	新日本婦人の会	【抗議】離婚後共同親権の民法改正案の採決強行に抗議します」を発表
2024	6月4日	全国保健医療団体連合会女性部	【声明】離婚後共同親権の再検討を求める
2024	6月12日	紫波町議会(岩手県)	「離婚後共同親権の民法改正」に伴う法整備等を求める意見書」が採択
2024	6月19日	府中市議会(東京都)	「共同親権」の運用に関し、子どもの最善の利益の観点に基づいた十分な議論を求める意見書
2024	6月20日	大和高田市議会(奈良県)	「離婚後共同親権」の施行に向け、十分な検討を求める意見書
2024	6月21日	小金井市議会(東京都)	子どもの権利を置き去りにする「共同親権」に関する民法改正の撤回と抜本的な見直しを求める意見書
2024	6月24日	滋賀弁護士会	離婚後共同親権の導入に関し適切な施策の実施を求める会長声明
2024	7月10日～11日	鳥取県自治体代表者会議・鳥取県地方分権推進連盟	「十分かつ丁寧な周知及び必要な財政措置等」を求める要望
2024	7月21日～23日	全司法労働組合	共同親権等の民法改正を踏まえ、家族的人的・物的充実を求める決議
2024	7月26日	北海道弁護士連合会	離婚後共同親権を含む民法改正法に反対し、再度の改正または施行延期を求める決議
2025	6月17日	日本児童青年医学会	「離婚後「共同親権」の導入に当たって子ども中心の慎重な制度運用を求める声明」

出典、「離婚後共同親権についての声明など」 <https://note.com/arisin/m/m3834a09848c9>  
 (2025年11月16日閲覧)を元に筆者作成

## 2. 共同親権に賛成する市民団体の主張

共同親権に賛成する団体については、公開されている意見書・声明文を検索し、主張内容を整理して表4に示した。検索には「共同親権 賛成」「共同親権 推進」「共同親権 市民団体」「共同養育」など複数のキーワードを用い、関連する団体の文書を幅広く確認したが、明確に賛成を表明する公式文書を公表している団体は多くなく、本研究で把握できたのは二団体にとどまった。これらの団体は共通して、父母双方との関係維持を子の利益として重視し、現行制度の改善や判断基準の明確化を求めている点が特徴であった。

表4. 共同親権に賛成する市民団体

年	月日	団体	内容
2023	2月10日	共同養育支援法 全国連絡会	家族法制の見直しに関する中間試案に対する意見書
2023	2月14日	中部 共同親権法制化運動の会	家族法制の見直しに関する中間試案に対する意見書

出典、「家族法制の見直しに関する中間試案に対する意見書

[https://oyako-law.org/swfu/d/ikensho\\_renrakukai20230210.pdf](https://oyako-law.org/swfu/d/ikensho_renrakukai20230210.pdf),

家族法制の見直しに関する中間試案に対する意見書

[https://chubu-kyoudousinken.com/swfu/d/ikensho\\_chubu20230214.pdf](https://chubu-kyoudousinken.com/swfu/d/ikensho_chubu20230214.pdf)」を元に筆者作成

## 2. 3. 結語

反対団体と賛成団体の主張を比較すると、それぞれが「子どもの利益」をどのように捉えているかに大きな違いがみられた。反対団体は、DV・虐待への対応の不十分さ、支援体制の脆弱さ、裁判所の判断の限界といった安全面の懸念を中心に、制度導入に慎重な姿勢を示していた。一方、賛成団体は数としては限定的であるものの、父母双方との継続的な関係維持を子どもの成長に必要な要素と捉え、国際的基準との整合性や手続・判断基準の明確化を重視して制度改正を求めている。

以上のことから、共同親権をめぐる市民団体の議論は、「子どもの安全」と「親子関係の継続」という複数の価値のあいだで揺れる構図を示しているといえる。反対・賛成のいずれの立場も子どもの利益を出発点としながら、その具体的な意味づけや優先されるべき要素に違いがあることが、本章における検討から明らかになった。

## 終章 結論

### 1. 本研究のまとめ

先行研究では、単独親権制度が親子関係の断絶や再婚家庭の不安定さにつながる点、共同養育の意義、そして共同親権導入にあたって DV・虐待や運用上の課題が指摘されてきた。しかし、制度導入を検討する過程で、各政党がどの視点から共同親権を評価し、どのような論点を重視していたのかについては、十分に体系的な整理がされていなかった。

本研究では、2018年6月から2024年5月までの国会審議を収集し、時期区分にもとづき分析することで、政党ごとの立場の違いやその変化を明確に示すことができた。また、市民団体の声明を賛成・反対に整理し、それぞれがどの価値を重視して制度を評価しているのかを比較した。この結果、共同親権をめぐる議論は、単に賛成か反対かという対立ではなく、「子どもの安全をどう守るか」と「親子関係をどう続けるか」という、二つの大切な視点のバランスをどう取るかという問題であることが分かった。

### 2. 今後の展望

本研究では国会審議を2018年6月から2024年5月の改正成立までに限定したが、共同親権やDV、子の連れ去り関しての議論はそれ以前から繰り返されてきた経緯がある。今後は、より長期的な立法過程を含めた分析や、家庭裁判所実務・支援機関の運用状況を踏まえた実証研究が求められる。また、DV・虐待のグレーゾーン、養育支援体制など、本研究では扱いきれなかった課題も多く残されている。

筆者自身は、共同親権を一律に評価することは難しいと考える。離婚後も両親が関わり続けることは多くの場合において子どもの利益となり得るが、対立や暴力が背景にある家庭では制度が子どもや養育者に追加の負担や危険をもたらす可能性もある。重要なのは制度そのものではなく、子どもが安全かつ安定した環境で育つことをどれだけ確実に保証できるかである。

共同親権の是非は、今後の運用のあり方に左右される。支援体制の整備、判断基準の透明化、子どもの声を適切に反映する仕組みなど、制度を支える実務的な基盤が充実するかどうかが鍵となる。今後は制度の効果や課題を丁寧に検証し、必要に応じて改善を重ねていくことが求められる。

(40字×40行 21658字)

## 引用文献

上村昌代 (2012)「離婚後の子どもの共同養育に向けて—共同親権・共同監護をめぐる問題」

『現代社会研究科論集』, 33–58.

姜民護・黒木保博・中嶋和夫 (2016)「韓国の離婚を経験した子どもにおける日常生活スト

レス認知と適応の関係」57 (2) ,81–92.

菊地真理 (2024)「日本における共同親権導入の意義と課題」『家族関係学』43, 79–88.

善積京子 (2010)『「子どもの最善の利益」からみたスウェーデンの養育裁判』『北ヨーロッパ研究』6, 71–81.

ありしん@共同親権反対です (2024)「離婚後共同親権についての声明など」

(<https://note.com/arisin/m/m3834a09848c9>, 2025.11.21 閲覧)

こども家庭庁 (2023)「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」

([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9bde9c85/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_01.pdf)

[21607026a21d/9bde9c85/20230725\\_councils\\_shingikai\\_hinkon\\_hitorioya\\_6TseCaln\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9bde9c85/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_01.pdf),

2025.11.21 閲覧)

国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>, 2025.11.21 閲覧)